CIEC 第 124 回研究会報告

開催概要

テーマ　「オンライン教材における著作権の扱い」について
開催日　2021 年 1 月 05 日(火)　14:00 - 16:00
会場名　ZOOM によるオンライン開催
共催　　小中高部会・オープンエデュケーション部会共催

プログラム

13:30 - 14:00　受付
14:00 - 14:05　開会の挨拶　平田義隆(小中高部会部会長：京都女子中学校高等学校)
14:05 - 14:40　講演(1) 授業目的公衆送信補償金制度創設の経緯
　　江口悦弘氏（日経 BP　PC メディア編集部編集長）
14:40 - 15:15　講演(2) オンライン授業と著作権
　　芳賀高洋氏（岐阜聖徳学園大学）
15:15 - 15:30　休憩
15:30 - 16:00　質疑応答
16:00 – 16:05　閉会の挨拶　平田義隆(小中高部会部会長：京都女子中学校高等学校)

開催趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、各校では休校を余儀なくされた。その結果、児童生徒への学びを止めないため、教育活動に様々な工夫が凝らされた。中でも多く見られたのは、Web 会議システムである zoom を用いたオンライン授業や、Youtube に代表される動画配信形式の授業である。しかし、上記形式の授業を行う際には、インターネットを介しての配信となるため、教材作成において著作権に関しては、より一層の注意が必要になってくる。学校教員は授業での著作物の利用において特例として認められている行為が多く、その感覚で動画配信授業などを行うことはとても危険である。そこで本研究会では、コロナ禍が続く中、インターネットを介した教材を中心に、改めて著作権について確認をし、今後の教育活動において、注意すべき点等について理解を深めていきたいと考えている。

開催報告

はじめに、小中高部会長の平田義隆氏より開催挨拶と趣旨説明があった。この中で、申込人数が定員を超える約 50 名であることが報告され、今回のテーマが多くの方に関心を持たれていることを表していあ。また、司会の森棟隆一氏より、当初発表されていた講演の順番を入れ替えることの説明があった。

講演 1 江口悦弘氏：授業目的公衆送信補償金制度創設の経緯

江口氏からは、日頃取材をしている立場から授業目的公衆送信補償金制度について解説をいただいた。

教育現場において、この制度は著作物を利用するたびに許諾を得る必要がない、利用許諾を得られないことがない、著作権を侵害することで損害賠償を求められたり学校の評判が落ちたりする恐れがなくなる、補償金の届け出を個々の教員ではなく学校の設置者が行うなどと言ったメリットがあることの説明があった。また、補償金を徴収することに対する批判もあるが、そもそも異時公衆送信では他人の著作物を利用する場合には許諾が必要で、場合によっては利用料の支払いも求められるため、保証金制度はこの問題も解決することができることについても述べられた。

また、昨年 12 月に公表された「改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版）」について説明があった。ここでは「学校その他の教育機関」「授業」「授業形態」「必要と認められる限度」についての詳細について解説があった。

最後に、取材に基づいた授業目的公衆送信補償金制度の今後の動きや課題について説明があった。特に、今年の 4 月 1 日以降に届け出の窓口を開設し、手続きをした学校の設置者名を公表すること、今後教育機関に対する著作物の利用に対するサンプル調査があるためその準備が必要であることがあげられた。また、著作権に対する意識や知識が足りずに正しく著作物を利用できていない教員が多いのではないかと懸念されるが、その一方で違反をチェックする仕組みもないことについて意見があった。

講演 2 芳賀高洋氏：オンライン授業と著作権

芳賀氏は ICT CONNECT 21 普及推進 WG 学習資源利活用促進 SWG リーダーを務められていて、また「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の初中等 WG の幹事を務められている。今回は教員志望の学生や年数の浅い教員に対する、教員養成の立場でお話をいただいた。

まず「改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版）」の用語定義における「必要と認められる限度」「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」について説明があった。ここで、「授業のために必要かどうか」は第一義的には授業担当者が判断するものではあるが、同時に学習者にも責任があることが強調された。また、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の初中等教育における具体例作成についての経緯について話があった。特に、絵本の読み聞かせのリアルタイム配信の事例については、権利者の中でも意見が食い違うことがあったため長時間にわたったとのことだった。

次に、著作権利用に関する具体例から許諾交渉には手間が掛かること、その手間を軽減するために SARTRAS などの仕組みがあること、著作権法第 35 条の歴史についての解説があった。その中で、著作権を尊重する態度、著作者に対する敬意、著作物の利用者と著作者の間におけるコミュニケーションの重要性が強調されていた。

最後に、オンライン授業の 4 つのスタイル（オンデマンド型（非同期）教室授業、オンデマンド型（非同期）在宅授業、スタジオ型リアルタイム在宅授業、サテライト型遠隔合同授業）における形式の違いと、それに伴う著作権利用の許諾や補償金の有無に関する解説があった。

質疑応答

以下の話題について質疑応答があった。

- 学校教育活動、特に「特別活動（文化祭）」などでの著作権の扱い
- 社会科教育で気をつけるべき点（国土地理院が出すような地図であったり、史資料（歴史資料）などがどの程度利用出来るのかなど）
- 保護者の視聴を目的とする授業参観や学習発表会のオンライン視聴での著作権の扱い
- 授業に活用できる YouTube などにアップされた動画のリンクを共有について
- オンライン授業における映画の著作権の扱い
- SARTRAS への保証金の額の算出を行なう際の「人数」の考え方

など

参考：

授業目的公衆送信補償金制度の概要（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92728101_03.pdf

改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版（SARTRAS）

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf

文責：八百幸 大（CIEC 小中高部会・早稲田大学高等学院）